

鹿屋体育大学動物実験指針

〔平成18年9月21日〕
学 長 裁 定

(目的)

第1条 この指針は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号。以下「飼養保管基準」という。)に基づき、鹿屋体育大学(以下「本学」という。)において、動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を示すことにより、科学的合理性を確保しつつ、動物愛護及び動物実験の安全にも配慮した適正な動物実験の実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この指針は、本学において行われるすべての動物実験に適用する。

(定義)

第3条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「動物実験」とは、動物を教育、学術研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2)「実験動物」とは、動物実験の利用に供するため、施設で飼養又は保管をしている哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物(施設に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。
- (3)「施設」とは、研究棟1階の動物実験室及び動物飼育室をいう。
- (4)「実験動物管理者」とは、実験動物及び動物実験について十分な知識及び経験を有する者であって、実験動物及び施設の管理について、実質的な責任を持つ本学教員であり、前号の施設を利用する者の中から互選により定める。
- (5)「動物実験実施者」とは、動物実験を実施する研究者及び学生をいう。
- (6)「動物実験責任者」とは、動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画に係る業務を統括する本学教員をいう。
- (7)「飼養者」とは、実験動物管理者又は動物実験実施者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する研究者及び学生をいう。

(学長の責務)

第4条 学長は、本学における動物実験の実施に関する最終的な責任を有し、第1条の目的を達成するため、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年文部科学省告示第71号。以下「基本指針」という。)を踏まえ、規程を策定し、動物実験計画の承認、教育訓練その他の必要な措置を講じなければならない。

2 学長は、動物実験計画の実施結果について報告を受け、必要に応じ適正な動物実験の実施のための改善措置を講じなければならない。

(動物実験小委員会の設置及び審査)

第5条 本学における動物実験を適正に実施するため、学術情報・産学連携委員会のもとに鹿屋体育大学動物実験小委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、動物実験責任者から申請のあった動物実験計画を審査するものとする。

(施設及び設備)

第6条 動物実験を適正かつ円滑に実施するため、実験動物の導入、維持、繁殖、飼養及び保管については、原則として施設内において行うものとする。

2 実験動物の飼養設備は、動物の生理、生態及び習性等に応じた適切なものでなければならない。

3 動物実験の実施並びに実験動物の飼養及び保管にかかる施設の利用については、鹿屋体育大学研究棟動物実験室利用要項（平成16年4月1日学術情報・産学連携委員会決定）により定める。

(教育訓練)

第7条 動物実験実施者等は、動物実験の開始前に、動物実験の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するため、動物実験計画書作成方法、実験動物の選択から動物の取扱い方、飼養環境、飼養方法、安楽死法等についての教育訓練を受講するものとする。

(実験計画の立案と承認)

第8条 動物実験責任者は、動物実験の範囲を教育・研究に必要な最小限にとどめるため、実験動物を用いない実験系の検討や、適正な実験動物の選択、有効適切な動物実験方法の検討を行わなければならない。

2 動物実験責任者は、動物実験を行おうとするときは、あらかじめ動物実験計画書（別紙様式第1号）を学長に提出し、委員会の審査を経て承認を受けなければならない。

3 動物実験責任者は、動物実験計画の立案に当たっては、必要に応じて実験動物管理者の意見を求めたり、委員会の指導に従うなど、有効適切な実験計画の立案と実験の実施に努めなければならない。

4 動物実験責任者は、実験動物の選択に当たって、目的に適した動物種、必要最小限の動物数、飼養する動物の遺伝学的及び微生物学的品質に関しては、実験動物管理者の指示に従い、感染症等の防止に努めなければならない。

5 動物実験責任者は、動物に与える苦痛をできる限り軽減する等、倫理的な面について十分配慮された実験方法を検討しなければならない。

6 動物実験責任者は、実験計画を終了又は中止した場合は、動物実験終了（中止）報告書（別紙様式第2号）を学長に提出するものとする。

(実験動物の検収と検疫)

- 第9条 動物実験責任者は、実験動物の施設への導入に当たって、発注条件並びに異常・死亡の有無等を確認しなければならない。また、必要に応じて、動物検疫を実施しなければならない。
- 2 適正な健康管理がなされている実験動物生産者の動物を導入する場合には、生産者が添付した微生物学的モニタリング成績をもって動物検疫に代えることができる。
 - 3 動物実験責任者は、感染、非感染のいかんにかかわらず、動物実験の目的と無関係に傷害を負い、または疾病にかかった動物を実験に供してはならない。
 - 4 実験動物管理者は、導入動物の選定、検収及び検疫について、必要に応じて動物実験責任者に助言等を与えることができる。

(実験動物の飼養管理)

- 第10条 実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者、飼養者（以下「実験動物管理者等」という。）は、協力し、施設、設備等の適切な維持管理に努め、適切な給餌、給水、環境条件の保全等の飼養管理を行わなければならない。
- 2 実験動物管理者等は、協力し、導入時から実験終了時にいたるすべての期間にわたって、動物の状態を仔細に観察し、必要に応じて適切な処置を施さなければならない。

(実験操作)

- 第11条 動物実験責任者及び動物実験実施者（以下「動物実験責任者等」という。）は、科学的並びに動物愛護の観点から適切な実験操作を施さなければならない。
- 2 動物実験責任者等は、研究の目的を損なわない範囲で、実験動物に疼痛や不安を与えない実験方法の考案に努め、あるいは、麻酔等の手段によって、実験動物に無用な苦痛を与えないよう配慮しなければならない。

(実験終了後の処置)

- 第12条 動物実験責任者等は、実験を終了又は中止した実験動物を処分するときは、できる限り苦痛を与えない方法で速やかに行わなければならない。
- 2 動物実験責任者等は、前項により処分された実験動物の死体等を速やかに冷凍庫に保管する等、焼却までの適切な処置を講じ、悪臭の発生、病原体による環境汚染等の防止に努めなければならない。
 - 3 第1項によらず死に至った実験動物の死体等についても、前項と同様の処置を講じなければならない。

(安全管理等に特に注意を払う必要のある実験)

- 第13条 物理的、化学的に危険な物質あるいは病原体等を扱う動物実験においては、人の安全を確保することはもとより、飼養環境の汚染により動物が障害を受けたり、実験結果の信頼性が損なわれることのないよう十分な配慮をしなければならない。

- 2 危険物質及び病原体等を取り扱う動物実験を実施するときは、それぞれの危険物質について定められた施設、設備等を使用し、関係法令等に従わなければならない。

(自己点検及び評価)

第14条 本学における動物実験の基本指針への適合性に関し、定期的に自己点検及び評価を実施するものとする。

(情報公開)

第15条 本学における動物実験に関する情報について、適切な手段により、情報公開に努めるものとする。

附 則

- 1 この裁定は、平成18年9月21日から施行する。
- 2 鹿屋体育大学動物実験指針（平成6年7月21日教授会決定）は、廃止する。

動物実験計画書

平成 年 月 日

学 長 様

申 請 者 所 属.....

氏 名.....印

動物実験責任者	[職名]	[氏名]
動物実験実施者	職 名	氏 名
研 究 課 題		
実 験 内 容 (目的・動物の 使用方法等)	動物をなぜ利用しなければならないのか、その目的・意義等、また、動物の具体的な実験 処置の方法について、記載する。	
動物実験を必要 とする理由 (該当番号を○で囲む)	1. 代替手段がない 2. 代替手段では精度が不十分 3. 代替手段の経費が莫大 4. その他 ()	

実験動物の導入 予定日	平成 年 月 日 (動物飼育室導入予定)				
実験の実施予定 期間	実 験 開 始			実 験 終 了	
	平成 年 月 日	平成 年 月 日			
使 用 動 物	動 物 種	系 統	性別	匹数	入手先
	例：マウス, ラット等	例：Wistar, 日本白色種等			
	遺伝的保証	有 (純系) ・ 無 (雑系)			(○で囲む)
	微生物学的保証	有 (無菌動物) ・ 無			(○で囲む)
実験実施場所					
飼 養 方 法 等	飼養場所				
	飼養方法 (○で囲む)	個別飼育 群飼育 (1 ケージあたりの匹数： 匹)			
	飼 料				
動物実験の方法 (該当番号を○で囲む)	1. 材料 () 採取 2. 試料 () 投与 3. 行動観察 4. 遺伝・繁殖 5. 外科的処置 6. 感染実験 7. 上記 1～6 以外 ()				
倫 理 基 準 (SCAW)による 動物実験の分類 (該当記号を○で囲む)	A：原生動物，無脊椎動物を用いる実験 B：脊椎動物を用いた実験で、動物に対してほとんど、あるいは全く不快感を与えないと思われる実験 C：脊椎動物を用いた実験で、動物に対して軽微なストレスあるいは痛み (短時間持続する痛み) を伴う実験 D：脊椎動物を用いた実験で、避けることのできない重度のストレスや痛みを伴う実験 E：麻酔していない意識のある動物を用いて、動物が耐えることのできる最大の痛み、あるいはそれ以上の痛みを与えるような実験				

動物実験終了（中止）報告書

平成 年 月 日

学 長 様

報 告 者 所 属

氏 名 印

動物実験責任者	[職名]			[氏名]		
動物実験実施者	職 名		氏 名			
研 究 課 題						
使用実験動物数	動 物 種		性 別		匹 数	
実験計画の変更	有 ・ 無		(○で囲む)			
実験計画変更後の実験内容						
動物実験により得られた成果						